国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
チ　リ	ペソ	80,000	55,000	30,000	30,000	8,000	12,500	12,500
ドミニカ共和国	ペソ	6,870	4,720	2,580	2,580	690	1,070	1,070
トリニダード・トバゴ	ドル	1,070	730	400	400	105	170	170
ニカラグア	コルドバ・オロ	4,060	2,790	1,520	1,520	410	630	630
ハイチ	グルド	7,140	4,910	2,680	2,680	710	1,120	1,120
パナマ	バルボア	165	113	62	62	16	26	26
パラグアイ	ガラニ	696,000	478,000	261,000	261,000	70,000	109,000	109,000
ブラジル	ヘアル	348	239	130	130	35	54	54
ベネズエラ	ボリバル	1,070	730	400	400	105	170	170
ペルー	ヌエボ・ソル	444	306	167	167	44	69	69
ボリビア	ボリヴィアーノ	1,140	790	430	430	115	180	180
ホンジュラス	レンピラ	3,360	2,310	1,260	1,260	340	530	530
メキシコ	ペソ	2,090	1,440	780	780	210	330	330